明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○防虫剤の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二八、三〇）　二
○政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件（同二九）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（同三一、三二）　五
○政治資金規正法の規定による政治資金団体としての指定の取消しの届出があったので公表する件（同三三）　100
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三四）
○統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件（同三五）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、東日本高速道路株式会社工事開始、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　二七
会社その他
会社決算公告　二九

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、防虫剤の表示に関する公正競争規約（昭和三十九年公正取引委員会告示第二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十三日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　板東久美子

一　防虫剤公正取引協議会（会長　鈴木　喬）の申請に係る防虫剤の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十七年一月二十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
防虫剤の製造、販売業等

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

防虫剤の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（基本理念） **第3条**　事業者は、防虫剤の表示を行うに当たっては、適正な商品選択と適正な使用に資するため、可能な限り平易な言葉で分かりやすく、かつ正確な情報を明瞭に表示することに努めなければならない。	（基本理念） **第3条**　事業者は、防虫剤の表示を行うに当たっては、適正な商品選択と適正な使用に資するため、可能な限り平易な言葉で分かりやすく、かつ正確な情報を明りょうに表示することに努めなければならない。
（必要表示事項） **第4条**　事業者は、防虫剤の容器又は包装には、次の各号に掲げる事項を施行規則で定めるところにより見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1)～(12)　（略） 2　（比較表示の基準） **第8条**　事業者は、防虫剤の品質、性能、取引条件等について、他の防虫剤又は他の薬剤と比較表示する場合には、次に定める要件を全て満たした場合のみ使用することができる。 (1)～(3)　（略） 2　（略）	（必要表示事項） **第4条**　事業者は、防虫剤の容器又は包装には、次の各号に掲げる事項を施行規則で定めるところにより見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。 (1)～(12)　（略） 2　（比較表示の基準） **第8条**　事業者は、防虫剤の品質、性能、取引条件等について、他の防虫剤又は他の薬剤と比較表示する場合には、次に定める要件をすべて満たした場合のみ使用することができる。 (1)～(3)　（略） 2　（略）